

## 次世代(高校生)育成支援事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

### 3. 事業開始

この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

実績報告受理後、額の確定を行った後、補助金の支払いを行います。

#### ■資料提出・問い合わせ先

■東部地区(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

東部地域振興事務所(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) 電話:0857-20-3663

■中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)

中部総合事務所地域振興局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) 電話:0858-23-3298

■西部地区(米子市、大山町、南部町、伯耆町)

西部総合事務所地域振興局(〒683-0054 米子市鞆町1丁目160) 電話:0859-31-9606

■日野地区(日南町、日野町、江府町)

西部総合事務所日野振興センター(〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1) 電話:0859-72-2080

(その他、事業に係る問合せ)

中山間・地域振興課 (〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話:0857-26-7961

メールアドレス: chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp )